

## 第3章 分野別施策

### 第1節 自然の保全・再生

#### 1 自然の水循環、多摩川の再生

##### ■基本的な考え方

多摩川は、福生市にとり唯一まとまって残された水辺空間です。川が自らを形成する機能を損なわない形で、治水・利水・環境のバランスを保ち、以前のような清流と河原を再生するとともに、川と親しむことができる環境を整えます。また、緑地の確保をはじめ雨水の地下浸透等により自然な水循環を確保します。

##### ■各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、自然観察会などの開催、活動体制の充実に努めます。市民は、水質の汚濁防止や雨水の地下浸透に努めるとともに、自然学習、清掃活動等への参加に努めます。	河川の水質を改善するため、汚染物質の混入防止や負荷量の低減に努めます。また、地下水や雨水の適切な利用に努めます。	自然な水循環を守るとともに、流域自治体、国・都などの関係機関と調整を図り、多摩川の治水・環境保全についての取組みを強化します。

##### ■施策の体系

- (1) 自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善
- ①水質汚濁防止・河川水量の確保
  - ②湧水の保護
  - ③地下水のかん養・冠水防止
  - ④雨水利用の推進
- (2) 河川生態系の保全
- ①河川防災施設の整備
  - ②川の自然観察等の促進
  - ③河川環境保全活動の推進

## (1) 自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 羽村取水堰放流水の確保をはじめ、雨水浸透により地下水・湧水を保全するなど、渴水期にも豊かな流れがある川、安心して水遊びができる水質の確保をめざします。</li> <li>● 降水の地下浸透を保つなど、湧水の保全や自然な水循環の確保に努めます。</li> </ul>
----	---

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境基準(多摩川 BOD2mg/l) (H21 達成→H27 達成)</li> <li>● 湧水の維持(H21 8か所→H27 8か所) ※湧水調査報告書に基づく湧水数</li> </ul>
------	--

施策	内容	担当課
①水質汚濁防止・河川水量の確保	下水道や都市下水路への油や界面活性剤、洗車等による汚染物質の混入防止のため水質汚濁防止の啓発を行います。また、河川維持水量の確保に向けて、関係機関への働きかけを継続します。	施設課 環境課 まちづくり計画課
②湧水の保護	清岩院(東京の名湧水 57選)など拝島段丘の崖線(ハケ)に連なる湧水群及びその周辺環境の保護を図る保全方針の策定に取り組みます。	環境課 まちづくり計画課
③地下水のかん養・冠水防止	「東京都環境確保条例」に基づき、地下水の揚水量指導に努めます。また、浸透性舗装の拡大や一般宅地での雨水浸透ますの設置助成、宅地開発における雨水浸透ます設置の指導を行います。	環境課 施設課
④雨水利用の推進	公共施設における雨水貯留施設の整備及び家庭用雨水貯留槽の設置を助成し、雨水利用を促進します。	施設課 施設所管各課

主な事業	事業費（千円）
水質調査(他分析・測定含む)(再掲)	11,575
湧水保全方針の策定・実施☆	—
雨水浸透施設設置助成	5,775
雨水貯留槽設置助成	5,000
公共施設での雨水利用☆	—

無印は、総合計画基本計画（平成22年度～平成26年度）において事業化されているものです。

※印は、総合計画実施計画（平成22年度～平成24年度）において事業化されているものです。

☆印は、本「中期実施計画」において、事業として位置づけ、予算化を予定するものです。（以下同様）

## (2) 河川生態系の保全

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川の長期的な変化を踏まえ、治水・利水・環境のバランスのとれた川づくりを要請するとともに、市民の防災意識の高揚や河川への理解を高めます。</li> <li>● 瀬や淵のある河原、カワラノギクなどの植生、清流に棲む魚や鳥など以前の多摩川の自然の復元をめざします。</li> <li>● 多摩川の自然を理解し育む、自然環境学習や清掃活動、川遊びがさかんになることをめざします。</li> </ul>
----	--

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習参加人数(水辺の楽校など) (H20 502人→H27 550人)(再掲)</li> </ul>
------	---

施策	内容	担当課
① 河川防災施設の整備	用水堰による堆積土砂の除去や護岸などの補修・補強について、関係機関への働きかけを継続していきます。	まちづくり計画課 施設課
② 川の自然観察等の促進	ふつさ環境フェスティバル、福生水辺の楽校の学習プログラム等を通して、川とその周辺の自然環境、生きものへの親しみ、生物多様性への理解を深めます。	環境課
③ 河川環境保全活動の推進	市民による河川一斉清掃をはじめ、カワラノギクプロジェクトなど河原植生の再生などを支援します。	施設課 環境課

主な事業	事業費（千円）
ふつさ環境フェスティバル運営(再掲)	5,750
水辺の楽校運営	7,000

## 2 都市の自然の再生

### ■基本的な考え方

市に残された緑地は、市民の憩いの場であると同時に、ヒートアイランド現象を緩和する機能、生き物の貴重な棲家であるなど多様な役割を担っています。福生市の自然条件や市民ニーズに合うように利用・管理のあり方を再考するとともに、緑の基本計画等に沿い、4つの樹林軸の保全、公園等を生かした都市の自然生態系の保全を図ります。

### ■各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
<p>市民団体等は、自然観察会などの開催、活動体制の充実に努めます。</p> <p>市民は、緑のもつ公益的機能の理解に努めるとともに、自然学習、樹林の手入れ等への参加に努めます。</p>	<p>開発等において既存の樹林等をできるだけ残すよう努めるとともに、自然生態系に配慮した緑化に努めます。</p>	<p>緑の基本計画に沿い、都公園・緑地の確保・整備を進めるとともに、自然生態系等に配慮した緑の管理に努めます。</p>

### ■施策の体系

#### (1) 4つの自然軸の保全

①まとまった樹林地の確保

②樹林地等の開発抑制・保全

#### (2) 都市の自然生態系の再生

①街区公園等の維持管理

②自然再生事業の展開

③林の自然観察等の促進

## (1) 4つの自然軸の保全

目標	<ul style="list-style-type: none"><li>● 福生市の自然の骨格となる立川段丘の崖線、玉川上水、拝島段丘の崖線、多摩川の4つの樹林帯の永続的な保全に努めます。</li></ul>
----	--

成果指標	<ul style="list-style-type: none"><li>● 一人当たり都市計画公園・都市緑地面積(緑の基本計画で設定)</li></ul>
------	---

施策	内容	担当課
①まとまった樹林地の確保	自然度の高い樹林地の連続性を保ち、都市計画公園や都市計画緑地として確保するため、緑の基本計画と併せ取り組んでいきます。	まちづくり計画課 環境課
②樹林地等の開発抑制・保全	東京都景観保全条例による規制、開発指導要綱による指導をはじめ保存樹林制度の継続、緑地保全地区の指定など、永続性の高い方法で保全します。	まちづくり計画課 環境課

主な事業	事業費（千円）
緑の基本計画改定	9,000
都市計画マスターplan改定	11,000
保存樹林地等奨励金(再掲)	23,500

## (2) 都市の自然生態系の再生

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園緑地の拡大を図るとともに、自然生態系に配慮した整備・管理をめざします。</li> <li>● みんなの緑として、市民による樹林や草原の管理・運営等が拡大するよう努めるとともに多くの市民が自然に関心を持ち、楽しむようになることをめざします。</li> </ul>
----	---

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園ボランティア登録人数(H20 個人 300 人、団体 5→H27 個人 350 人、団体 7)(再掲)</li> <li>● 学習参加人数(水辺の楽校など)(H20 502 人→H27 550 人)(再掲)</li> </ul>
------	---

施策	内容	担当課
① 街区公園等の維持管理	緑の基本計画に沿い、市街地の身近な公園を適正に維持管理するとともに公園ボランティア制度の促進を図ります。	施設課
② 自然再生事業の展開	都市計画公園や都市緑地などの樹林地や草地などについて、その場所にあった自然のあり方を調査するとともに、萌芽更新など自然再生の取り組みを推進します。また、街中の身近な自然として学校ビオトープ等の整備を進めます。	施設課 庶務課
③ 林の自然観察等の促進	生態系や生物多様性の調査・観察会など、市民団体の様々な活動を支援するとともに、外来種の野生化に関する知識など生物多様性の確保について市民へ情報提供します。	環境課 公民館 施設課

主な事業	事業費（千円）
公園維持管理	564,795
多摩川堤防桜管理	5,925
緑地の樹木等調査	3,120
南公園改修工事	86,130
市民環境大学	1,180
郷土資料室など自然観察会☆	—

## 第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造

### 1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

#### ■基本的な考え方

長い歴史の中で形作られてきた街の様々な表情は、市民の暮らしの中で散策の楽しみや潤いのある雰囲気をもたらす大切な生活環境です。美しい都市景観の確保や、玉川上水や熊川分水などを活かした福生らしさを大切にしたまちづくりを進めます。

#### ■各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、街並み探検活動などを展開し、福生らしい景観の発見・継承に努めます。 市民は、景観協定の締結など地区の良好なまちづくりに努力するとともに、環境美化活動等への参加に努めます。	開発、屋外広告物や建築物意匠において地域の自然的・文化的景観に配慮した整備に努めます。	福生らしさを大切にする景観整備を進めるとともに、景観資源を保存する取組みやその指導に努めます。また、散策ルートの設置やネットワーク化に努めます。

#### ■施策の体系

##### (1) 景観まちづくり

- ①景観まちづくり事業の推進
- ②自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用
- ③違反広告物の撤去
- ④清潔で美しいまちの維持

##### (2) 玉川上水などを活かしたまちづくり

- ①玉川上水沿いの遊歩道化
- ②散策路のネットワーク化
- ③熊川分水を活かすまちづくり

## (1) 景観まちづくり

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然と歴史的環境に調和した福生らしさを大切にした美しいまちなみ形成をめざします。</li> <li>● 市民によるまちの環境美化活動の促進をめざします。</li> </ul>
----	--

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電線地中化実施箇所((H20 1か所→H27 2か所)</li> </ul>
------	---

施策	内容	担当課
①景観まちづくり事業の推進	まちづくり景観基本計画に基づき、重点的事業を推進します。また、まちづくり景観推進連絡会、まちづくり景観審議会などの推進体制により景観形成を進めています。	まちづくり計画課 施設課
②自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	自然・歴史・文化的景観資源を調査し、その場の雰囲気を保ちつつ保全・活用を進めます。また、見学会など体験型学習機会の拡充やガイドマップ等の発行を促進します。	環境課 まちづくり計画課 生涯学習推進課
③違反広告物の撤去	道路沿線の捨て看板、街中の張り紙など景観阻害物の撤去を進める違反広告物撤去協力員制度を推進します。	施設課
④清潔で美しいまちの維持	廃棄物減量等推進員のパトロールや町会・自治会の一斉清掃を継続し、ごみが捨てられにくい環境を維持します。	環境課 施設課 協働推進課

主な事業	事業費（千円）
宿橋通り景観づくり※	131,103
市道の景観整備	87,000
文化財ガイド養成講座	640
特別展・企画展、見学会	8,410
撮影支援事業	300
景観フォーラム☆	—
違反広告物撤去	—
環境美化活動支援	—
廃棄物等減量推進員活動☆	—

(2) 玉川上水などを活かしたまちづくり

**目標**

- 玉川上水や熊川分水など、上水のまちの歴史性・雰囲気を生かし、潤いのあるまちづくりを進めます。

**成果指標**

—

施策	内容	担当課
①玉川上水沿いの遊歩道化	国指定史跡文化財「玉川上水」の歴史的環境と自然環境の保全を基本に、遊歩道化実現可能区間における歩行ルートの確保をめざした取り組みを進めます。	まちづくり計画課
②散策路のネットワーク化	緑の多い安心して歩ける道をつなぎ、散策路のネットワーク化をめざします。	施設課
③熊川分水を活かすまちづくり	熊川分水を活かしたまちづくりを進めるため、水路の保存や水辺の環境整備に努めます。同時に安全な歩行空間となるようなモデル的な取り組みに努めます。	まちづくり計画課 施設課

主な事業	事業費（千円）
玉川上水活用長期ビジョンの策定☆	-
熊川分水保全・修景ルールの研究・確立☆	-

## 2 安心して歩ける道・緑の街づくり

### ■基本的な考え方

道路は、車の通行だけではなく、歩く人や車いすの人、自転車などが安全に通行でき、木陰や賑いのある公共空間として機能することが大切です。車優先の都市から、全ての人にやさしい、環境に配慮した都市構造の創造をめざします。また、都市緑化の推進や都市農業の確保により潤いのある市街地形成をめざします。

### ■各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
<p>市民団体等は、街並みバリア調査や都市農業を守る活動などを展開し、まちづくり活動の促進に努めます。</p> <p>市民は、生垣緑化などに努力するとともに、安全な道路の確保に向けた地域の合意形成や身近な道路・公園管理への参加に努めます。</p>	<p>店舗、事業所、駅等でのバリアフリーを促進するとともに、事業所緑化に努めます。また、安全に買い物ができる商店街の形成などに努めます。</p>	<p>地域バリアフリーを推進とともに、歩行者の安全、車の円滑な交通を図る道路整備・改善を進めます。また、都市緑化に向けて、街路樹、公共施設の緑化をはじめ、住宅や事業所の緑化が進むよう工夫します。</p>

### ■施策の体系

#### (1) 安心できる道路・都市施設の整備

- ①地域バリアフリーの推進
- ②中心商業地区の安全化・快適化
- ③生活道路の安全化
- ④道路美化ボランティア制度の促進

#### (2) 緑豊かな優れた居住環境づくり

- ①住宅や事業所などの緑化
- ②公共施設等の緑化
- ③生産緑地の保全・活用
- ④花や緑のあるまちづくり
- ⑤公園ボランティア制度の促進
- ⑥人と動物の共生

## (1) 安心できる道路・都市施設の整備

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車優先の道路、都市構造から、緑があふれ、人にやさしい道づくり、まちのバリアフリーをめざします。</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設のバリアフリー化率(H20 4 施設/16 施設→H27 6 施設/16 施設 )</li> <li>● バリアフリー化駅舎数(H20 2 駅→H27 3 駅)</li> <li>● バリアフリー対応歩道の市道延長(H20 1,478m→H27 6,799m)</li> <li>● 狹隘道路路線数(H20 285 路線→H27 278 路線)</li> </ul>

施策	内容	担当課
①地域バリアフ リーの推進	バリアフリー推進計画に基づき、関係機関等と連携し公的施設、公園、道路、公共交通など、まちのバリアフリーを総合的に進め、誰もが安心して生活し、移動できる都市づくりをめざします。	各課
②中心商業地区 の安全化・快適化	商店街振興プランに基づき、商栄会等、関係機関と連携し、駅周辺商業地域の再生をめざし買い物・交流の街づくりを進めます。	シティセールス 推進課 まちづくり計画課
③生活道路の安 全化	地域や警察署と連携し、交通規制、道路構造の改善など様々な工夫により、「歩車共存」の生活道路整備を推進します。	施設課
④道路美化ボラ ンティア制度の 促進	道路美化ボランティア制度などにより、市民と協働した維持管理の拡充を図ります。	施設課

主な事業	事業費（千円）
バリアフリー推進計画改定	1,002
牛浜駅自由通路整備	502,366
市道幹線改良工事	871,541
都市計画道路 3・4・7(富士見通り)整備	1,296,810
市道改良工事	64,700
商業機能整備と連動した中心市街地形成	-
道路美化ボランティア制度の促進	-

## (2) 緑豊かな優れた居住環境づくり

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 潤いある居住環境の確保をはじめ、ヒートアイランド対策や健全な水循環を確保するため、<b>都市緑化や農地の確保による緑豊かな市街地の形成をめざします。</b></li> <li>● 公園・緑地など公共空間について、市民共有の財産として、<b>地域で維持・管理を行うコミュニティ活動の促進をめざします。</b></li> </ul>
----	---

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産緑地指定数(H20 53件→H27 57件)</li> <li>● 公園ボランティア登録人数(H20 個人300人、団体5→H27 個人350人、団体7)(再掲)</li> </ul>
------	---

施策	内容	担当課
①住宅や事業所などの緑化	緑あふれる市街地形成のため、住宅や事業所等の緑の保存・維持・創出につながる施策を総合的に展開します。	環境課 まちづくり計画課
②公共施設等の緑化	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進します。	まちづくり計画課 施設所管各課
③生産緑地の保全・活用	生産緑地などを保全するとともに都市農業への支援策を検討します。また、家庭菜園の借り上げ、体験型農園の展開などを推進します	シティセールス 推進課 環境課
④花や緑のあるまちづくり	市民団体と協力し、町会・自治会等の参加を促進しながら花や緑のあふれるまちづくりを展開します。	環境課
⑤公園ボランティア制度の促進	市民や地域による公園の維持管理を促進し、公園がコミュニティ活動の場となるような取り組みを進めます。	施設課
⑥人と動物の共生	市民団体と協力し地域ネコ制度等のPRに努めるとともに、ドッグラン活動の検討、飼い主のモラルの向上を働きかけます。	環境課 健康課

主な事業	事業費（千円）
保存樹林等奨励金(再掲)	23,500
花いっぱい運動	6,065
農業振興計画策定	—
草花苗生産委託	36,300
家庭菜園の確保	1,470
体験型農園の検討	—
公園ボランティア制度の促進☆	—
地域猫去勢不妊手術費助成※	1,503

## 第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合

### 1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

#### ■基本的な考え方

市民・事業者が参加しやすい、分かりやすい手法でごみの減量化・資源化の取組みを進めることが大切です。ごみ問題への理解をはじめ、発生抑制、適切な資源化・処理を図り、大量生産・消費・廃棄から資源循環型社会への転換を着実に進めます。

#### ■各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、ごみ減量化や環境にやさしい暮らし方の定着をめざしグリーンコンシューマー活動の普及に努めます。 市民は、ごみの減量化、分別等に努めるとともに、生ごみの堆肥化や集団資源回収、フリーマーケット等資源化へ向けた取組みへの参加に努めます。	包装容器などの削減、リユースの拡大、リサイクルが容易な商品の開発・販売など資源循環型社会形成に向けた事業活動に努めます。	ごみ問題に関する情報提供に努めるとともに、ごみの減量化、資源化、適切な処理を進める政策を研究・実施します。また、市民・事業者の取組みを支援します。

#### ■施策の体系

##### (1) ごみの発生抑制・処理負担の適正化

- ①ごみ問題の情報提供・行動計画の策定
- ②ごみを減らす生活の呼びかけ
- ③事業系一般廃棄物の減量
- ④拡大生産者責任に基づく事業活動への呼びかけ

##### (2) 資源化・適正処理のためのシステム構築

- ①分別による資源化
- ②生ごみ等資源化
- ③廃プラスチック類の処理
- ④地域リサイクルシステムの強化
- ⑤適正な中間処理・最終処分の推進

## (1) ごみの発生抑制・処理負担の適正化

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ問題の理解を広げるとともに、4R活動などの定着、処理負担の明確化によるごみ発生量の抑制をめざします。</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総資源化率(H20 37.6%→H27 42.0%) (再掲)</li> <li>● ごみ排出量((H20 18,337t→H27 17,000t) (再掲)</li> </ul>

施策	内容	担当課
①ごみ問題の情報提供・行動計画の策定	ごみリサイクルカレンダー、清掃だよりの発行や施設見学会などにより、ごみ問題の情報を分かりやすく提供し、関心を高めます。また、減量化等に向け一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定します。	環境課
②ごみを減らす生活の呼びかけ	ごみの発生抑制のため、無駄なものは断る・買わないから始め、大切に使うこと、不要となった場合の有効利用を考慮した消費行動・事業活動を呼びかけます。	環境課
③事業系一般廃棄物の減量	事業系一般廃棄物処理計画書の指導など事業活動に伴う一般廃棄物の効果的な排出抑制につながる方法を工夫します。	環境課
④拡大生産者責任に基づく事業活動への呼びかけ	ごみ減量化や資源循環に向けた、経済活動・システムへの変革について、拡大生産者責任の原則に基づく事業者責任の強化・明確化を図るなど、自治体に配慮した制度の着実な実施を国に要望するとともに、レジ袋削減や資源回収拠点増設などへの取り組みを進め、市内における資源循環型事業活動への転換を呼びかけます。	環境課

主な事業	事業費（千円）
一般廃棄物処理基本計画の改定☆	—
ごみリサイクルカレンダー発行※	8,589
清掃だより発行※	3,612
レジ袋削減等推進事業	—
消費生活セミナーの実施	450
市政出前講座	—

## (2) 資源化・適正処理のためのシステム構築

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も生ごみの全量を資源として利用できるよう取り組みを進めます。</li> <li>● 資源の再使用・再利用のためのシステムの構築を進めるとともに、埋立てゼロをめざします。</li> </ul>
----	--

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総資源化率(H20 37.6%→H27 42.0%) (再掲)</li> <li>● ごみ排出量((H20 18,337t→H27 17,000t) (再掲)</li> </ul>
------	---

施策	内容	担当課
①分別による資源化	ごみの適切な資源化・処理が行われるように、排出時点での混入を防止するため分別・収集区分を明確化します。	環境課
②生ごみ等資源化	生ごみや剪定枝の資源化に向けた様々な収集・資源化等処理方法を研究し、有効利用されるよう努めます。	環境課
③廃プラスチック類の処理	リサイクルにかかるエネルギー消費等も考慮しながら、廃プラスチック類の資源化技術の革新に応じ、再使用・再利用、熱回収などの処理方法・分別区分を改善していきます。	環境課
④地域リサイクルシステムの強化	市民・事業者等による地域での再使用の促進や資源リサイクルシステムの強化に努めます。また、定期的なフリーマーケット開催を支援するとともに、不用品の交換情報の提供に努めます。	環境課 シティセールス推進課
⑤適正な中間処理・最終処分の推進	エコセメント化など、最終処分場の延命化を進めるとともに、有害ごみ等の処分の適正さを確保する監査に努めます。	環境課

主な事業	事業費（千円）
廃棄物減量監視事業	12,890
資源物収集運搬委託	558,625
鉄類処理委託	1,635
家庭用生ごみ処理機購入補助	5,000
家庭用生ごみ堆肥化容器貸与	1,575
剪定枝堆肥化処理委託※	2,355
フリーマーケット(消費者の市)事業※	924
発泡スチロールトレイ選別委託	14,940
プラスチック運搬処理委託	25,200

(次ページへ続く)

主な事業	事業費（千円）
容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託	76,125
廃棄物処理委託	369,390
東京たま広域資源循環組合負担	714,750
西多摩衛生組合負担	3,506,175

## 2 地球環境問題・公害等への取り組み

### ■基本的な考え方

温室効果ガス等の削減をめざし、エネルギー・交通問題への取り組みを強化します。また、公害防止をはじめ有害化学物質の環境への拡散を防ぎ、地球システムへ適合する持続可能な都市をめざします。

### ■各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
<p>市民団体等は、省エネルギー、省資源など向けた学習、調査研究活動に努めます。</p> <p>市民は、日常の生活での省エネルギー、省資源などに心がけるとともに、自動車、家電製品、住宅などの購入の際には、より環境に配慮されたものの選択に努めます。</p>	<p>省エネルギー、省資源型の製品開発、販売に努めるとともに、事業活動における公害防止策の徹底、地球温暖化対策の推進に努めます。</p>	<p>地域の環境の状況把握に努めるとともに、公害等の防止指導を徹底します。また、地球温暖化対策や有害化学物質等に対する施策を推進し、地域としての取組みが進むよう努めます。</p>

### ■施策の体系

#### (1) 地球温暖化対策への取組み

- ①地球温暖化対策の推進
- ②自然・省エネルギーへの転換
- ③省エネカーの普及
- ④自転車のまちづくり
- ⑤公共交通の利用促進

#### (2) 公害防止・有害化学物質対策

- ①公害防止対策の推進
- ②有害化学物質対の推進

## (1) 地球温暖化対策への取組み

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化対策への寄与をめざし温室効果ガスの発生抑制に取り組みます。</li> <li>● 小さなまちの特性を生かし、自転車のまちづくりを進めます。</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民一人当たりの CO<sub>2</sub>排出量(H18 963kg→H27 802kg)</li> <li>● 環境家計簿コンテスト参加世帯数(H21 24 世帯(0.08%)→H27 116 世帯(0.4%))</li> </ul>

施策	内容	担当課
①地球温暖化対策の推進	地域新エネルギービジョン(詳細ビジョン)、地球温暖化対策実行計画に基づき、市民・事業者・行政が協働し取り組みます。また、情報提供、実践的学習を拡充します。	環境課 各課
②自然・省エネルギーへの転換	地球温暖化対策設備普及事業などにより、省エネルギー・自然エネルギー機器・住宅等の普及に取り組みます。また、公共施設での普及を推進します。	環境課 施設所管各課
③省エネカーの普及	自動車交通による大気汚染物質、温室効果ガスの排出を低減するため、省エネカーの普及に取り組みます。	環境課 契約管財課
④自転車のまちづくり	自動車依存から自転車使用の促進をめざし、自転車のまちづくりの条件整備に取り組みます。同時に放置自転車対策を強化します。	環境課 まちづくり計画課 施設課 安全安心まちづくり課
⑤公共交通の利用促進	市内交通需要の転換をめざし、自転車使用の促進に加え、鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進に取り組みます。	企画調整課

主な事業	事業費 (千円)
環境フェスティバル運営(再掲)	5,750
福生スクラム・マイナス 50%協議会事業☆	—
地球温暖化対策設備普及事業(事業所含む)	16,020
省エネカー導入☆	—
次世代モビリティ活用モデル事業☆	—

## (2) 公害防止・有害化学物質対策

**目標** ● 環境基準の達成をめざすとともに、有害化学物質等の適切な管理を促します。

**成果指標**

環境指標の達成

施策	内容	担当課
①公害防止対策の推進	各環境状況の観測・調査により実態を把握し、対策の基礎とともに、原因者への指導の徹底、生活公害の啓発を行います。また、横田基地における騒音被害を軽減する要請を継続します。	環境課 企画調整課
②有害化学物質対策の推進	都環境確保条例に基づく事業所報告を指導とともに、健康への悪影響、生態系のかく乱につながる有害化学物質の情報収集・提供、拡散防止に取り組みます。	環境課

主な事業	事業費（千円）
各種分析委託(再掲)	11,575
騒音測定	3,605